

2 年少労働法規
8B-5 1003

GAa1/1

8B-5-3

國省婦人少年局年少労働課編

『労働基準法中年少者關係解釋例規』別冊附錄

各國年少労働者保護規定一覽表

239

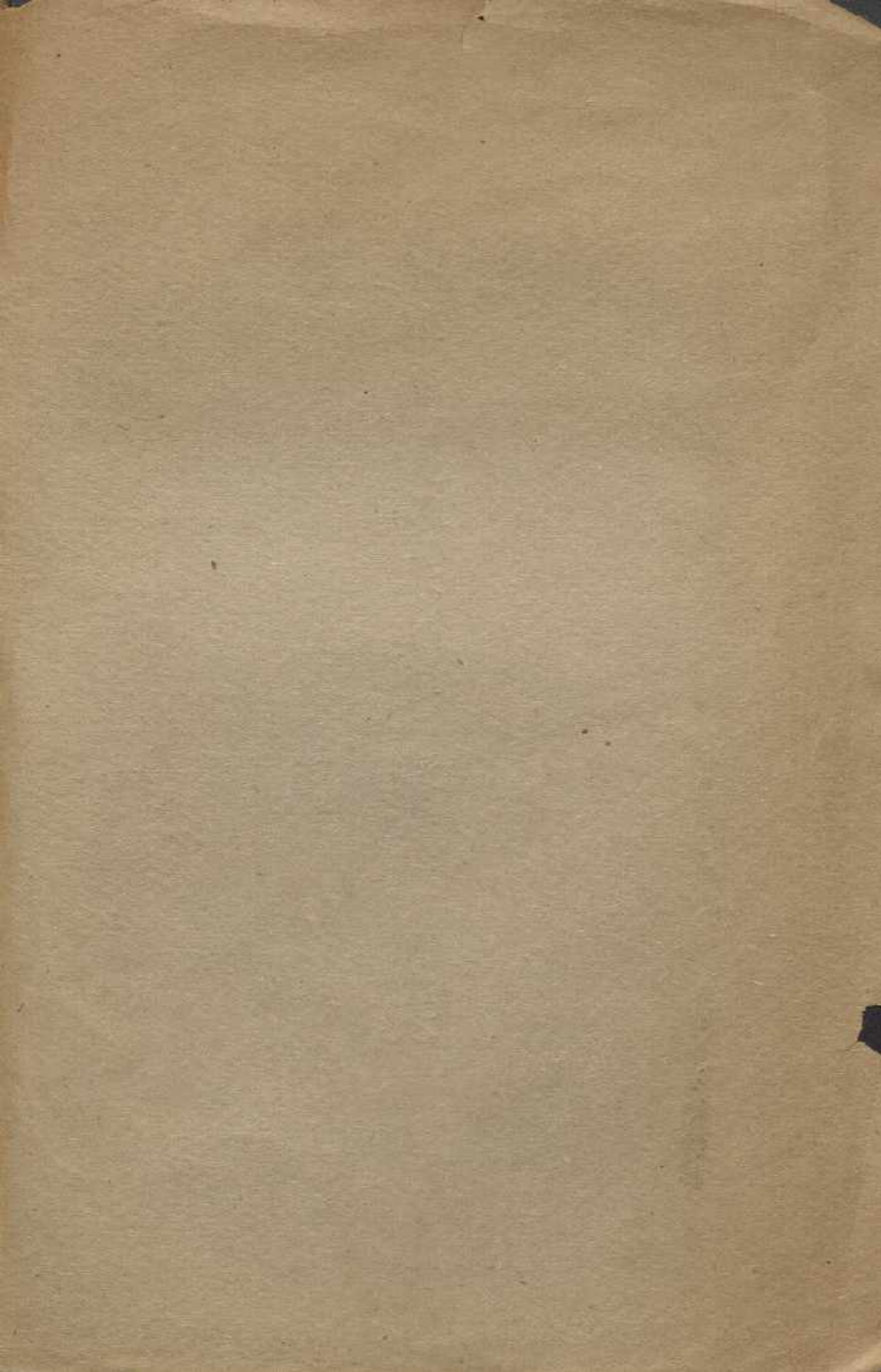
東洋書館發行



女性と仕事の未来館



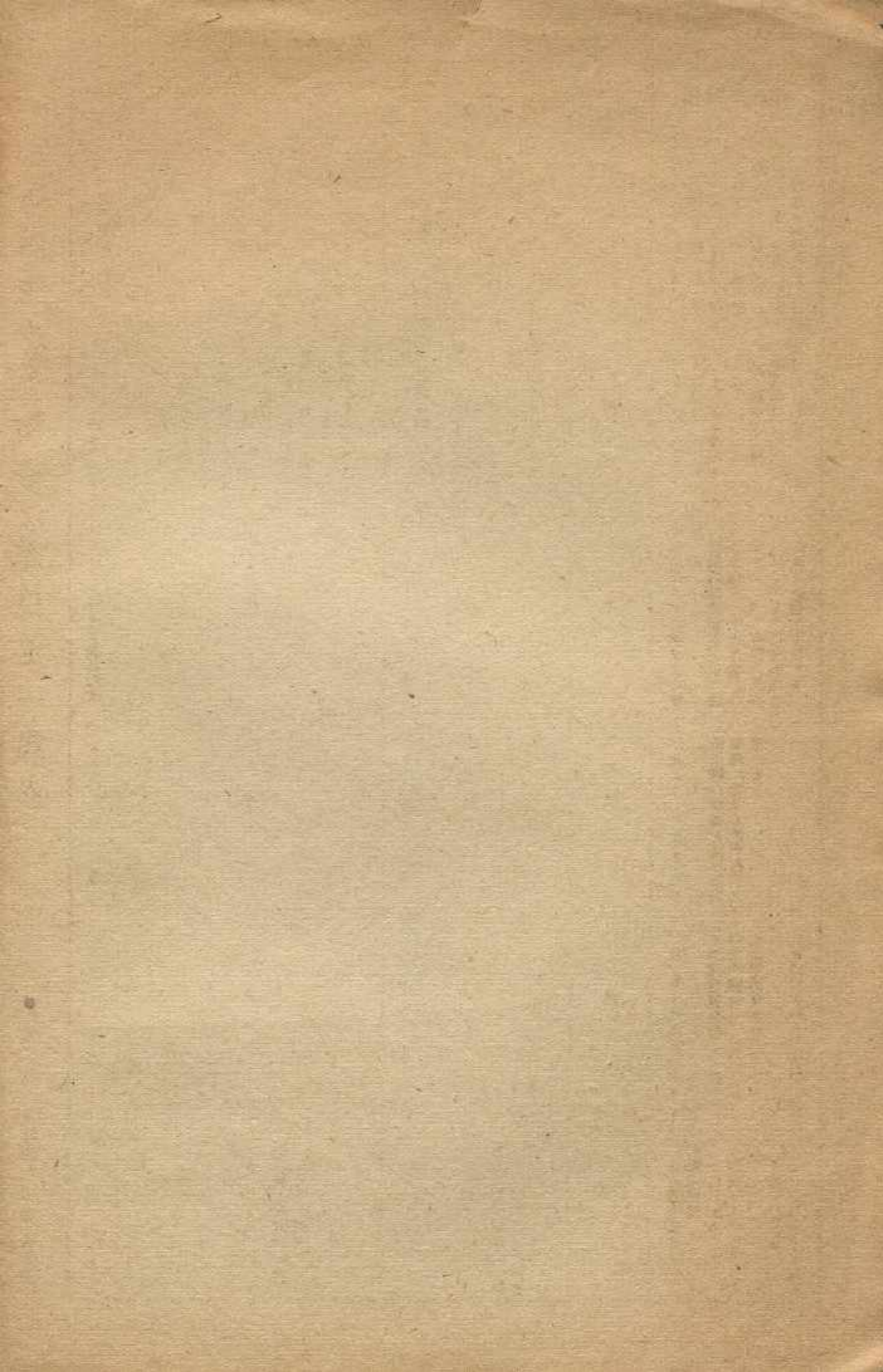
00963420



「勞働基準法中年少者關係解釋例規」別冊附錄

各國年少勞働者保護規定一覽表

勞働省婦人少年局年少勞働課編



各國年少勞働者保護規定一覽表

(勞働省婦人少年局年少勞働課編)

證明書制度	令 年 低 最				國際基準 (國際勞働條約案)					
	年齢證明書	年 低		最 低						
十二歳より十四歳までの者は (一) 輕易勞働に就くために准許ある機關に親又は後見人の同意、醫師の證明書及必要あるときは學校當局の事前の意見を要求する	十八歳	業 工 非	業 工	十五歳 (一九三七 明十二、二三回)						
ニユーヨーク (一) 原則 (1) 十八歳未満の年少者は使用許可證明書身體適性證明書雇傭契約書	十八歳	(一) 十四歳 (二) 街頭勞働 男子 十三歳 (街頭兒童労働法) 女子 十八歳 (ニユーヨーク十二歳)	(一) 十四歳 (二) 街頭勞働 男子 十三歳 (街頭兒童労働法) 女子 十八歳 (ニユーヨーク十二歳)	(一) 十六歳 (二) 例外(ニユーヨーク) (1) 十四歳以上でハイスクールを卒業したもの (2) 高等教育を受けることができなくて働くもの十五歳 (3) 兩親又は後見人又は管理人のために修學時間外農事又は他の戸外勞働に従事するものは十二歳						
十四歳より十六歳までの者は (一) 輕易勞働に就くために准許ある機關に親又は後見人の同意、醫師の證明書及必要あるときは學校當局の事前の意見を要求する	十八歳	十四歳	十四歳	十六歳						
十四歳より十八歳までの者は (一) 輕易勞働に就くために准許ある機關に親又は後見人の同意、醫師の證明書及必要あるときは學校當局の事前の意見を要求する	十八歳	十四歳	十四歳	十六歳						
十二歳より十八歳までの者は (一) 輕易勞働に就くために准許ある機關に親又は後見人の同意、醫師の證明書及必要あるときは學校當局の事前の意見を要求する	十八歳	十二歳	十二歳	十六歳						
十八歳未満の者は (一) 輕易勞働に就くために准許ある機關に親又は後見人の同意、醫師の證明書及必要あるときは學校當局の事前の意見を要求する	十八歳	十二歳	十二歳	十五歳 義務教育の課程を終了した者は十四歳						

度 制 書 明 證

國際基準

〔國際勞務條約案〕

(二) 使用を許可せられる児童の登録又は労働手帳又は元手帳の全の期限を満了すること
右書類には特に児童の年齢その年の性別許容せられる労働時間並に児童の労働の開始及び終了の日を表示しなければならない

(三) 街上商業について
は特別の機章を着用せしめなければならない
(一九三二、昭和七、一六回)

アメリカ合衆國

が要求される
(2) 十五歳以上で高等教育を受けることができなくて働くもの
特別使用許可證明書
(4) 十八歳以上の年々水
年を證明書
が要求される
(二) 例外
(1) 期限のために修學時間外農事又は戶外労働に従事する十二歳以上の児童
(2) 農業に従事する十六歳以上の児童
(3) 修學時間外ゴルフ待室として働く十四歳以上の児童
は使用許可證明書は不
要である

ノルウェー

(1) 十四歳より十六歳迄の者は
使用許可證明書

(2) 十二歳より十六歳迄の者で休暇及び修學時間外に働く時
特別使用許可證明書

(3) 十六歳より十八歳迄の者
年鑑證明書

ユダヤ

(1) 十四歳より十五歳迄

ソビエツト社會主義共和國

英國

朝鮮

日本

全日から三十日以内に許可證を發行しなければならぬ

簡で義務教育を終了した者
修了を證明する學校長の證明書
又は
卒業證明書の寫
を事業場に備え付けなければならない

國際基準 (國際勞務條約案)	證明書制度	勞働契約
アメリカ合衆国	の者 使用許可證明書 (一) 十六歳—十八歳迄の者 正現使用許可證明書 (二) 十八歳以下の児童で 通學義務ある者 特別使用許可證明書 (四) 十八歳より二十一歳 迄の者 半令證明書 を必要とする 皆頭労働 十八歳以下の男子 (ニューヨーク十二歳から十七歳) 皆頭労働許可證 皆頭労働徴収 が必要である	皆頭労働 (一) 許可證と徴収の紐 結 産業委員會或は許可證官は児童が身體上仕事をすることができないが學校以外に就學すべきでないと學校の記録に述べてあるが若しくは委員會或は許可證官が判斷して児童の利益が拒絕によつて達せられと思はれる場合には、皆頭労働許可證と徴収の許可を拒絕することが出来る (二) 許可證と徴収の取
ソビエト社會主義共和國		(一) 契約締結能力 未成年者は勞働契約に關して成年者と同一の權利を有す (二) 契約取消 兩親、實父、後見人及び保佐人並びに労働保護監督官應及の公務員は未成年者の健康を害する恐れある若しくは一般に未成年者に不利なる契約の取消を要求する權利を有す
英國		(一) 契約解除 監督官は工場又は拘束の工程若しくは特殊の作業における年少者の使用が年少者の健康又はその他の者の健康を害すると認めるときは年少者の使用を停止すべきことを文書をもつて通告することを得べく、且工場持主は通告に指示せられたる期間後その年少者の使用を停止すべし
朝鮮		(二) 契約解除 使用者が苦役を強制し又は労働者を非常に殘酷に取扱ふので労働者が罷歸に堪えないとき労働者は契約の解除を要求できる
日本		(三) 契約締結能力 親護者又は後見人は未成年者に代つて労働契約を締結してはならない (四) 契約解除 親護者若しくは後見人又は行政官應は労働契約が未成年者に不利であると認める場合には將來に向つてこれを解除することが出来る

労働時間	賃金	労働契約	国
（一）十五歳以上十八歳未満の者 一日 八時間 一週 四十八時間 （一九二九、大正七、二回） （一九三七、昭和十二） （二三回）			國際基準 （國際労働條約案）
（一）ニユーヨーク （二）十六歳以上十八歳未満の者 （1）一日 八時間 一週 四十八時間 （2）一日四時間半に短縮		許可證の發行が禁止されているのに働いていることが發見されたとき、或は許可證が不適當に又は不法に發行されたとき、若しくは取消が見るの利益と思はれたとき、委員會は労働時間許可證と徽章を許可することができ	アメリカ合衆國
（一）十六歳以上十八歳未満 一日 六時間 夜間にありては一時間短縮せらるべし （二）十四歳以上十六歳未満	（一）未成年者の賃金は、短縮した労働時間を以て當該短縮の全日の労働と見做し賃金を支拂ふものとす （二）出来高作業を許可された十六歳以上十八歳未満の未成年者に對しては成年者と同一の出来高評價により且その等級に對する賃金定額による二時間分の割増を附して支給はるべきものとす （三）七時間労働に移行した企業に從事する前該年齢の未成年者に對しては、その等級に對する賃金定額による一時間分の割増を支拂ふものとす		ソビエト社會主義共和國
（一）十六歳以上十八歳未満 一日 全作業時間九時間 一週 四十八時間 就業時間十一時間			英國
（一）十六歳以上十八歳未満 一日 九時間 （二）十六歳未満（十四歳未満も含む） 一日 七時間			朝鮮
（一）十五歳以上十八歳未満 （1）一日 八時間 一週 四十八時間 （2）一日四時間以内に短縮した場合の日十時	（一）未成年者は獨立して賃金を請求することができ （二）親權者、後見人は未成年者の賃金を代つて受取つてはならない （三）使用者は十八歳に満たない者に技能養成期間中出来高割その他の請負割を行つてはならない		日本

國	勞	働	時	間
國際基準 (國際勞務條約案)	(一) 十三歳以上十五歳未満の者 就業日においても學校 休日においても一日二時 間を超えず學校と輕易勞 働を通じ如何なる場合も 七時間を超えざるものとす (一九三七 昭和十二、三三回)	例	外	
アメリカ合衆國	した組合他の日十時間 まで延長することがで きる。或は一日休暇を 與えれば一日十時間、 残りの四日、九時間働 かせることができる 但し、一週四十八時 間を超えてはならない (二) 十六歳以下の者 一日 八時間 一週 四十四時間 (三) 修業時間外に働く十 六歳以下の年少者(農業 労働、新聞業及び配達は 除く)の労働時間は學校 のある日に一日三時間、 一週二十五時間を超えて はならない (四) 右の十六歳以上の年 少者の労働時間は學校の ある日一日四時間、一週 二十八時間を超えてはな らない フロリダ 十六歳以下の修業兒童 修業時間を入れて 一日 八時間 一週 四十時間 密西西比 十六歳以下の男子 一週 二十四時間 十八歳以下の男子 一日 八時間 一週 四十時間			
ソビエト社會主義共和 國連邦	滿 一日 四時間			
英 國	(二) 十六歳未満 一日 九時間 一週 四十時間			
朝 鮮				
日 本	間まで延長することが できる。但し一週四十 八時間を超えてはなら ない (三) 十五歳未満の者は修 業時間を含み 一日 七時間 一週 四十二時間			

國際基準 (國際勞務協約案)	勞働時間外例
アメリカ合衆國	ニューヨーク (1) 人口一五、〇〇〇人 以下の地方の市町村に ある鑛業のため或は季 節的にひらくホテルに おいて働く年少者 (2) 商店或は商品の配給 運送の業務における如 なるしのため十二月 の十八日から二十四日ま での間と年間更に二日 (3) 六月十五日から十月 十五日迄の間復敗のお それある果物製品の貯 蔵及び包装する作業に は労働時間の原則は適 用されない
ソビエト社會主義共和 邦連	十八歳未満の者は絶対にこ れを時間外労働に従事せし めることができない
英 國	(一) 季節的若しくはその他 の特別の業務繁忙のとき 一日 全作業時間 十時間 就業時間 十二時間 一週 六時間 一年 百時間 二十五週を超える ことを得ず 土曜日以外は午後九 時まで延長すること ができる (二) 交替制に使用される 十六歳に達した男子年少 者 一週 五十六時間 三週につき 百四十四時間 (三) 一週五日操業工場 一日 全作業時間 十時間 就業時間 十二時間 十六歳に達したものの 全作業時間十時間 半 (四) その他 成年者と共に使用せら れる十六歳以上の男子・ 修繕作業に使用する年少 者へ十四歳以上十八歳未 満)等
朝 鮮	児童は時間外労働をさせて はならない
日 本	十八歳未満の者は時間外勞 働は許されない 但し、災害その他避ける ことができない事由によつ て臨時必要がある場合は行 政官廳の許可を受けて時間 外労働をさせることができ る 又公務員であつて公務のた めの臨時必要がある場合に は時間外労働をさせること が出来る

日	休	總	休	國 際 基 準 (國際労働條約案)	ア メ リ カ 合 衆 國	ソビエツト社會主義共和國 連 邦	英 國	朝 鮮	日 本
	一週に一回 二十四時間 法定の公の休日の労働は終 止せらるべし (一九二〇、三回)	一週につき一日の休日が與 えられる	十八歳以下の者は 農事時間に少くとも三十 分の休息もなく續いて五 時間以上働かすことはで きない ニューヨーク 工場に雇はれる者一時間 商店賣場に雇はれる者 四十五分 例外 個人、家庭の家事、農事 新聞、雑誌、定期刊行物 の販賣配布に従事する年 少者には適用されない	(一) 十五歳未満の修學兒 童 兒童の一日労働時間の 制限は學校の時間割及び 兒童の年齢に適應し午前 の授業前、午前と午後の 授業の直後に充分なる休 息を確保せらるべし (一九三二年 昭和七、一六回)	(一) 十八歳以下の者は 農事時間に少くとも三十 分の休息もなく續いて五 時間以上働かすことはで きない ニューヨーク 工場に雇はれる者一時間 商店賣場に雇はれる者 四十五分 例外 個人、家庭の家事、農事 新聞、雑誌、定期刊行物 の販賣配布に従事する年 少者には適用されない	(一) 規則正しく中断しう べき作業では始業後四時 間以内に休憩させること 休憩の時間は三十分以下 又は二時間以上に及ぶこ とができない (二) 中断を許さない作業 では労働者に労働時間中 食事の機会を與えなければ ならない	十八歳以下の者は 半時間の間隔をおかずし て四時間半を超ゆる作業 の時間過積して使用す ることを得ず 作業する時間中十分 より少からざる間隔が與 えられる場合には右の作 業する時間は五時間に 増加することを得	法定の労働時間の中で使用 者はその業務及び労働の性 質に據じて適當な休憩時間 及食事時間を與えなければ ならない	労働時間が 六時間を超ゆる場合 四十五分 八時間を超ゆる場合 一時間
(三) 労働部は労働組合「ツ	(一) 總ての労働者は毎週 四十二時間を下らない繼 續的休息があたえられる (二) 左に掲げる祭日には 作業を禁ずる (イ) 一月一日 新年 (ロ) 一月二十二日 一九〇五年一月九 日記念日 (ハ) 三月十二日 專制政府轉機記念 日 (ニ) 三月十八日 「パリ・コミューン」 記念日 (ホ) 五月一日及二日 「インターナシヨ ナル」記念日 (ヘ) 十一月七日及八日 十月革命記念日	(一) 十八歳以下の者は 工場に於て日曜日に使用 することは出来ない 例 (1) 交番制に使用せられ る十六歳以上の男子 (2) 修繕作業に使用する 年少者 (3) 牛乳を取扱う工場に 働く十六歳以上の年少 者 (二) 左に掲げる祭日は休 日とする(イギリス) 耶穌受難節 耶穌降誕節 一週中の金曜日 各銀行休日							毎週少くとも一回の休日 又は四週間を通じて四日以 上の休日 十八歳未満の者は如何なる 場合にも休日労働させては ならない 但し公務員であつて公務 のため臨時必要がある場合 には休日労働をさせること ができる

業 夜 深	暇 休 給 有 次 年	日 休	
則 單 (一九三七、一三三回) 昭和一二、一三三回 (一) 十八歳以下の者は、午後十時から午前五時を含む十一時間を繰越して労働させるはならない。 (大正七、一回) (二) 十三歳以上十五歳未満の者は、午後八時から午前八時を含む繰越十二時間において労働させるはならない。	一年の繼續勤務者に對し十二勞働日 勤務期間に従い遞増する (一九三六、昭和一二、二〇回)	國 際 基 準 (國際勞働條約案)	
ニューヨーク (一) 工場或は鑛詰製造所に働く十六歳以下の児童 午後五時から午前八時 一日 八時間 一週 四十四時間 と定められてゐる。並に、業その他の會社事務編輯に働く十六歳以下の児童 午後六時から午前八時 一日 八時間 一週 四十八時間 と定められてゐる。會社事業場における十六歳から十八歳の少年は、夜中十二時から朝六時		アメリカ合衆國	
十八歳未満の者は夜間作業に従事せしめることを得ず	(一) 五ヶ月半を下らざる期間中繼續して勤務したる十八歳未満の者は總て一年一回 一ヶ月以上の定期休暇を受けるものとする。 (二) 定期休暇中にある労働者及び従業員に對しては休收期間に對してその平均賃金の前拂をしなければならぬ。	ソビエツト社會主義共和國 「ビエクト」の協議を以て(二)の祭日の外に民族慣習、住民の養成に應じて毎年六日の特別休暇を定む	
(一) 十六歳以下 午後六時から午前七時 (二) 十六歳以上十八歳未満 午後八時から午前七時の間働らかすことができな (三) 臨日は(一)(二)の午後一時から午前七時までの間働らかすことができない		英 國	
十八歳以下の児童に深夜業をさせてはならない	毎月二日半を超えない限度で病氣休暇を全額(本俸、手当その他の支給)でとる權利がある 且つ病氣休暇は就業期間中満ちておくことができる	朝鮮	
(一) 十八歳未満の者 午後十時から午前五時まで (二) 労働者の事業は許可をうければ、午後十時三十分から午前五時まで (三) 十五歳未満の者 午後八時から午前五時まで労働させらるゝことができない	一年間繼續勤務し、全勞働日の八割以上出勤したもの (一) 繼續し又は分割した六勞働日の有給休暇 (二) 技能者養成期間中の未成年者は十二勞働日の有給休暇 (三) 勤務期間に従い遞増する最高二十日	日 本	

國際基準 (國際勞務條約案)	深 夜 業
原 則	
アメリカ合衆國	の間に使用することが禁ぜられている (四) 電信、運送會社の局にメッセンジャーとして働く二十一歳以下の少年は午後十時から午前五時迄働くことが禁ぜられている (五) 工場或は鑛坑製造所に働く十六歳から二十一歳迄の少女は午後九時から午前六時迄働くことが禁ぜられている (六) レストラン、ホテルに働く二十一歳以下の少女は午後十時から午前六時迄働くことが禁ぜられている フロリダ (一) 十六歳以下 午後八時から午前六時三十分の間働くことができない (二) 十六歳以上十八歳未満 午後十時から午前六時の間働くことができない (三) 音樂、演劇に使用される十四歳以上十八歳未満 午後十一時迄働くしうる 街頭労働 (一) アメリカ街頭兒童
ソビエト社會主義共和國	
英國	
朝鮮	
日本	

深	夜		外
	例	則	
國際 華埠 (國際労働條約案)	十六歳以上十八歳未満の者 (一) 防止又は発見すると能わず回轉性を有せず且つ、工業的企業の正常の操業を阻害する不可抗力の場合 (二) 重大なる緊急事故で公益のため必要あるとき (三) 硝石工業、製糸工業 (一九一九) (大正七、一四)	十六歳以上の男子 十六歳以下の男子 午後七時三十分から午前五時の間に働かすことができない (一) ニューヨーク 十七歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない	アメリカ合衆國
ソビエツト社會主義共和國	十六歳以上の男子 十六歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない (一) ニューヨーク 十七歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない	十六歳以上の男子 十六歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない (一) ニューヨーク 十七歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない	英國
朝鮮	十六歳以上の男子 十六歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない (一) ニューヨーク 十七歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない	十六歳以上の男子 十六歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない (一) ニューヨーク 十七歳以下の男子 午後七時から午前六時の間に働かすことができない	日本

危 險 有 害 業 務

國際 基準 (國際労働協約案)	(一) 白鉛の融液鉛又は之等の融液を含有する他の使用を包含する工業ベント操作等においては十八歳未満の男子及び一切の女子の使用を禁ず (一九二二、三四) (二) 鑄造製造における黄銅使用禁止 (一九一九) (大正七、一回)	
アメリカ合衆國	ベルトの調整、製材所及び木材による仕事等十三項目 (2) 衛生上有害な業務 塗料、糊具、白鉛 危険有害な業務、若しくは危険な鉛又は酸が使用される合成物の調整の業務等二項目 (三) 二十一歳以下 賭博場、玉突場、賭博所、酒店、酒賣店のある部屋の就業禁止	
ソビエト連邦主義共和	地下労働に十八歳未満の者を使用する事を禁ず	
英 國	(三) 安全上危険なる業務 原動機又は傳送機の運転中のその原動機又は傳送機の部分を掃除するとを得ず	
朝鮮	に使用してはならない (一) 十六歳未満の児童 安全上危険な業務 (二) 運轉中の機械の掃除、調整、油さし、掃除その手傳ひ、木材反轉機、穿口機等の業務等十項目 (2) 衛生上有害な業務 糊具、白鉛、又は赤鉛の製造若しくは包装 危険有害な酸使用の過程に關連せる業務等六項目 (3) 衛生上有害な業務 酒類製造業、釀造製造業、球戯場、賭博場、玉突場における興業とかシヨールに關連する業務等四項目 (四) 十八歳未満の児童 安全上危険な業務 運轉中の機械の注油 掃除する業務、制動手消防具、運轉中としての業務等十項目 (2) 衛生上有害な業務 白鉛又は黄色重質の項目 マツチ製造の業務等三項目 (3) 衛生上有害な業務 中アル、製藥場若しくは酒類の販賣される場所における業務 十八歳未満の少女の炭坑における業務 鼓馬場又は遊園場における業務二項目	
日 本	(4) 業務 エレベーター運轉の業務 (二) 十八歳未満の者 重量物搬搬 (2) (1) 安全上危険なる業務 運轉中の原動機の掃除、注油、検査、修繕 又は鋼帶の掛換の業務 汽罐のふん火その他取扱業務等四十四項目 (3) 衛生上有害な業務 鉛、水銀等有害なものを取扱ふ業務又はそのガス、蒸氣、粉じんを發散する場所における業務等十項目 (4) 衛生上有害な業務 酒類製造の業務、炭坑、油槽又は廢棄の業務、監獄又は精神病院における業務、酒席に待する業務 特殊の遊樂的接客業における業務の五項目 について就業が禁止されている (三) 使用者は満十八歳に滿たない者、坑内で労働させてはならない	

教 育	保 護 を 受 け る 少 年 勞 働 者 の 範 圍
國際基準 (國際勞務協約案) 職業訓練 義務教育は一切の見識に對し、肉勞働の觀念、趣味及び之を尊重する意を發達せしめる準備を授けずべし 右準備は少くとも一年を要するにすべく、おそくとも十三歳に始め、且つ義務教育期間の終了まで繼續すべし (一九三九) (昭和一二、二五回)	諸國が最低年齢に關する其の法令を家族的企業を含む一切の工業的企業に適用するため凡ゆる努力をなすべきことを圖告する (一九三七) (昭和一二、二三回)
アメリカ合衆國 フロリダ 如何なる年齢の年少者も合衆國又は本州のいづれかの郡にかえて提供される職業教育を受けるとを結けない	フロリダ (一) 公立學校が開いてゐる時に自分の家に關連した家事又は農事に使用される年少者には適用されない (二) 公立學校が開いてゐない間に個人の家の家事及び農事に使用されている年少者には適用されない (三) 街頭兒童労働者はアメリカ兒童市街労働法が適用される 街頭その他の公共の場所において或は戸別に物品、商品、労働奉仕、ポスター、回覧物、新聞、雜誌或は靴、帽子等について、夫々販賣のための提供、募集、集會或は頒布を禁ずる
ソビエト社會主義共和國 國內労働者をも含む雇傭人に依り労働に従事する總ての人に適用せられ、總ての企業、施設及び經濟體(軍事關係のものを除く)は國家的及び公共的の企業及び機關並びに報酬を支拂い他人の雇傭労働力を使用する總ての者に適用される	家内労働者をも含む雇傭人に依り労働に従事する總ての人に適用せられ、總ての企業、施設及び經濟體(軍事關係のものを除く)は國家的及び公共的の企業及び機關並びに報酬を支拂い他人の雇傭労働力を使用する總ての者に適用される
英國 (一) 建築物にして、その内において又はその構内に附屬地内、若は附近において左記の目的のための作業又は之に附帶する作業について人を肉勞働に使用する工場のみ之を適用す a 物品又は物品の一部の製作 b 物品の改造、修理、裝飾、仕上、淨洗、若くは洗滌又は破壊もしくは磨蝕 c 物品の販賣のためにする仕立 (二) 皇室所屬の工場又はその占有に係る工場及び皇室の名において着手せられる建築工事及土木工事に適用する	(一) 建築物にして、その内において又はその構内に附屬地内、若は附近において左記の目的のための作業又は之に附帶する作業について人を肉勞働に使用する工場のみ之を適用す a 物品又は物品の一部の製作 b 物品の改造、修理、裝飾、仕上、淨洗、若くは洗滌又は破壊もしくは磨蝕 c 物品の販賣のためにする仕立 (二) 皇室所屬の工場又はその占有に係る工場及び皇室の名において着手せられる建築工事及土木工事に適用する
朝鮮 少くとも一週間四時間の仕事に關聯のない一般教育の教授にさき少くとも週に二時間は運動と娛樂にさくものとする	(一) 十二歳未満の者はあらゆる業務に於いて (二) 十二歳以上の者は自宅に於ける手傭を除いてあらゆる業務に於いて保護される
日本 同居の親族のみを使用する事業若くは事務所又は家事使用人以外の工業的、非工業的企業に適用される 備考 日本においては諸外國に類例のない生理休暇及給付旅費の保護制度がある	同居の親族のみを使用する事業若くは事務所又は家事使用人以外の工業的、非工業的企業に適用される 備考 日本においては諸外國に類例のない生理休暇及給付旅費の保護制度がある

國際五半 (國際勞動條約案)	ソビエツト社會主義共和 邦	英 國	朝 鮮	日 本
保 少 勞 働 者 の 受 け る 年 齢 範 圍	アメリカ合衆國 兒童はアメリカ兒童街 頭労働法によつて保護 される (四)(一)、(二)を除い た工業的、非工業的企 業に適用される			

(註)
(一) 本表の年齢は満を意味する
(二) 本表に用いた資料は

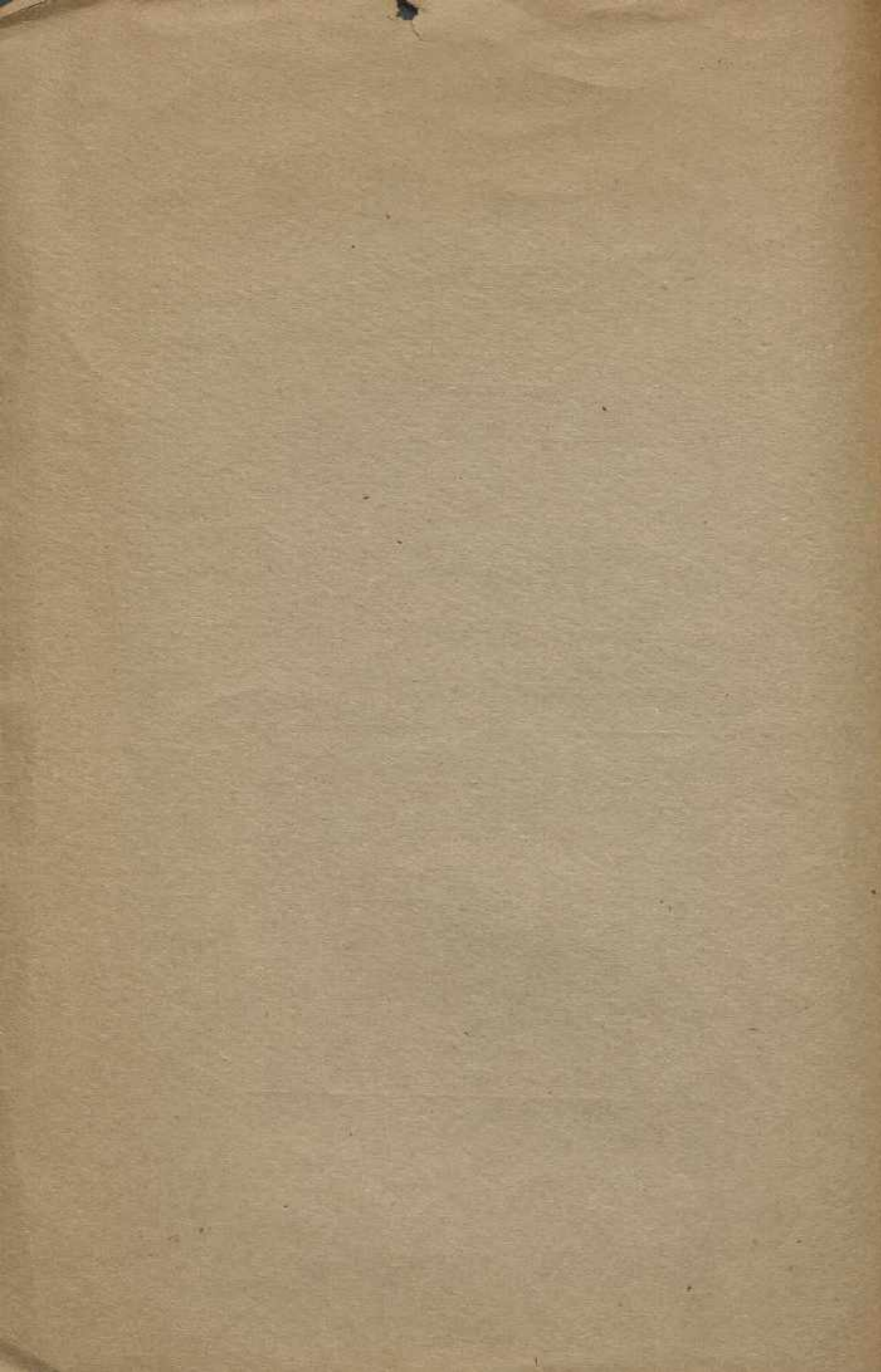
アメリカ合衆國は 一九三八年制定の公正職務標準法、一九四六年制定のニューヨーク州、一九四一年制定のフロリダ州兒童労働法、ニタ州の兒童使用許可證明書發行規定
一九三七年制定のアメリカの兒童街頭労働法
ソビエツト社會主義共和國連邦は、一九三八年制定の露西亞社會主義連邦ソビエツト共和國労働法
英國は、一九三七年制定の英國工場法
朝鮮は、一九四七年南朝鮮臨時政府制定の朝鮮兒童労働法
による。

別冊附錄正誤表 (三)

(誤)

(正)

一頁	一行	ソビエツト社會主義共和國	ソビエツト社會主義共和國連邦
一頁	六行	十二歳以下	十二歳未満
二頁	(註) 以降	才以下とあるはすべて	才未満の限り
二頁	一行	ソビエツト社會主義共和國	ソビエツト社會主義共和國連邦
二頁	六行	十八号	十八歳
三頁	一行	契約締結能力	契約締結能力
三頁	一行	契約締結能力	契約締結能力
四頁	十一行	許可する	取消す
八頁	四行	特別代理	特別代理
八頁	九行	する最高二十日	する。最高二十日
八頁	八行	定められている。	定められている商標
九頁	十九行	禁止されている	禁止されている
十一頁	九行	調整の義務	調整の義務
十二頁	七行	權限並びに	權限並びに
表紙四(裏表紙)	五行	労働省婦人少年局労働課	労働省婦人少年局労働課



復
製
不
許

昭和二十三年十一月三日印刷
昭和二十三年十一月五日發行

「勞働基準法中年少者關係條文」別冊附錄
各國年少勞働者保護規定一覽表

編 著 勞働省婦人少年局勞働課

東京都千代田區飯田町一ノ六

發行者 大 井 徳 三

東京都千代田區西神田二ノ七

印刷者 濱 崎 文 治

發行所 株式會社 東洋書館

東京都千代田區飯田町一ノ六
會員番號 A 一二〇〇二七
振替東京一七〇三六三

勞働省婦人少年局勞働課